

議案第 25 号 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、同条第2項中「子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）」を加える。

第19条中「（平成3年法律第110号）」を削る。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に鑑み、北海道企業職員の給与の減額に係る基準を改正することとするため、この条例を制定しようとするものである。